

被扶養者の認定基準及び取扱いを 一部変更いたします!③

～今月号から、主な変更事項の具体的な取扱いについてお知らせします～

1 被扶養者に該当しない方を明確にしました

被扶養者として認定できない者に旧厚生省保険局長通知に基づき、認定対象者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1以上ある者を加えることといたします。

(1) 被扶養者の範囲とは…

被扶養者は、「主として組合員の収入によって生計を維持」している組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹等3親等内の親族(続柄により、組合員と同一世帯に属することが条件となります。)、で、扶養手当の支給対象者については、扶養手当が支給されていなければなりません。

(2) 被扶養者として認定できない者とは…

次の者については、「被扶養者として認定できない者」として取り扱います。

- ① 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者、及びその被扶養者に認定されている者
- ② 75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者である者
- ③ 認定対象者について当該組合員以外の者が、地方公共団体・国・その他から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合におけるその者
- ④ 認定対象者について、組合員が他の者と共同して扶養しているときで、社会通念上組合員が主たる扶養義務者でない場合におけるその者
- ⑤ 年額130万円以上の恒常的な収入がある者(障害を給付事由とする公的年金及び60歳以上で収入の全部又は一部に公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者)
なお、収入の形態により、年額・月額・日額で判断します。
- ⑥ 収入が、組合員の年間収入の2分の1以上ある者
- ⑦ 国民健康保険組合(職域国保)の被保険者で、出産等に伴い休業している者
- ⑧ 個人事業主である者(売上高から組合が定める必要経費を控除した後の額が、130万円未満を除きます。)
- ⑨ 法人の役員となっている者
- ⑩ ワーキングホリデー、青年海外協力隊などで海外に行く者
- ⑪ 認定対象者に高額な資産等があり、組合員からの経済的援助が必要ないと判断される者

(3) 生計維持等を厳正に審査する者

- ① 18歳以上60歳未満の者については、次に掲げる者を除き、通常就労可能な年齢であり、組合員の経済的支援がなくても自立して生活できるとされているため、生活実態等の確認が必要となります。
ア 学校教育法に規定する学校(修学年限1年以上のもの)の学生又は生徒(ただし、定時制・夜間及び通信制課程の学生等は除きます。)
イ 病気又は負傷のため(障害者を含む)就労能力を失っている者
ウ 所得税法に規定する控除対象配偶者(家事従事者等)
エ その者を扶養しなければならない明確な事実がある者
- ② 組合員と別居している者は、組合員からの継続的な仕送りによる生活費の援助が必要となります。
なお、組合員からの仕送り額並びに申告内容が実態とかけ離れたものと見受けられたときは、条件を満たしていたとしても被扶養者になれません。

2 別居扶養に係る取扱いについて

旧厚生省保険局長通知に基づき、別居者については、認定対象者の年間収入より「組合員からの仕送りに依る援助額」が多い場合、被扶養者に該当するものといたします。

(1) 別居者とは…

被扶養者として認定要件を満たしている者のうち、次に掲げる者を「別居者」として取り扱います。

- ① 組合員と同一の住民票に記載されていない者
- ② 同一の住民票に記載されていても実際には別居している者
- ③ 二世帯住宅、同じ敷地内に建てた別棟及びマンション等共同住宅の別室に居住している者
- ④ 1棟の建物で税金関係等の理由により世帯を分割している者

(2) 仕送りに係る基準額とは…

別居者を被扶養者として認定する場合、その者の年間収入は、組合員の年収の2分の1未満であり、仕送り額は、別居者の収入を上回る金額とし、かつ、その合算額が130万円以上になることを条件とします。

なお、親の認定については、組合員は親と別居しており、他の兄弟姉妹が親と同居している場合は、その者が第一扶養義務者となるため、組合員からの仕送りの事実があっても認定することはできません。

※従来の、別居者一人につき一律月50,000円以上という条件を廃し、扶養の実態に即した金額に変更します。

(具体例)

① 別居の母を認定する場合(単身世帯のとき)

認定対象者の恒常的な年間収入等が、130万円未満(収入の全部又は一部に障害を給付事由とする公的年金及び60歳以上の公的年金を含む場合は180万円未満)で、組合員の年間収入の2分の1未満であり、かつ、組合員からの仕送り額より少なく、その者の収入と組合員からの送金を合算して130万円以上の場合は、原則として被扶養者に該当するものとします。

※「別居の母の収入(年金) 60万円」+「組合員からの仕送り72万円(毎月6万円×12月)」=132万円>130万円

② 認定対象者に収入がない場合(単身世帯のとき)

毎月108,334円以上、年間130万円以上の仕送りが必要となります。

(3) 仕送り方法とは…

① 生活費としての仕送りであるため、継続的な金融機関への振込み(送金)によるものとし、手渡しによる方法では認定できません。また、毎月送金を原則とし、賞与時にまとめた送金は認めません。

なお、複数の者に対する送金は、個人毎の口座への送金とします。

② 送金を確認する書類は、「いつ・誰から誰に・いくら送金したか」を第三者に明確に証明できる「金融機関の振込み明細書の控え(写し)」等とし、自作の領収書等は、一切認めません。

なお、一時的に別居を余儀なくされる勤務形態に伴う配偶者等及び学生の子については、証明書類は省略できます。